



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 1 4 号 令和 4 年 1 1 月 1 日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 3 0	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 7 号）の要領を公表する件	財政課
6 3 1	財政事情を公表する件	同
6 3 2	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	管財課
6 3 3	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第六百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和四年十月七日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第七号）の要領を次のとおり公表する。

令和四年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第六百三十一号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和四年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第六百三十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る物品等の名称及び数量

教員用パソコン 六百二十一台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和四年八月二十四日

四 契約の相手方の氏名及び住所

四国通建株式会社

愛媛県今治市南大門町一丁目一―一五

五 契約金額

四千九百四十九万二千三百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第八号

徳島県告示第六百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
令和四年十一月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
山田 将之	眼科	視覚障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇番地の一	令和四年九月一日
赤岩 慶	同	同	同	同	同
石谷 祐記	耳鼻咽喉科 頭頸部外科	聴覚障害	同	同	同
		平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害			
黒田 一駿	脳神経内科	音声、言語機能障害 肢体不自由	同	同	同
梅村 公子	同	肢体不自由	同	同	同
坂東 弘基	呼吸器・膠 原病内科	呼吸器機能障害	同	同	同
河野 豊	消化器内科	肝臓機能障害	同	同	同
今倉 健	呼吸器内科	呼吸器機能障害	徳島県立中央病院	一丁目一〇の三	同
宮本 健志	脳神経外科	音声、言語機能障害 肢体不自由	徳島赤十字病院	小松島市小松島町井利ノ口一〇三番	同
西殿 圭祐	整形外科	肢体不自由	同	同	同
西野 豪志	外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	同	同	同
森下 敦司	同	呼吸器機能障害	独立行政法人国立病院 機構東徳島医療センタ I	板野郡板野町大寺字大向北一番地一	同
藤本 智子	眼科	視覚障害	藤田眼科	徳島市佐古六番町六の二七	同
廣野 友理	内科	肢体不自由	阿南天満クリニック	阿南市上中町南島三二五の一	同
笠井 弘起	整形外科	同	笠井病院	阿波市阿波町元町一四	同

藤井 正彦	外科 消化器外科 肝臓外科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害 肝臓機能障害	水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四六番一	同
田中 裕基	腎臓内科 内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	三野田中病院	三好市三野町芝生一二四二の六	同
田中 彩子	同	同	同	同	同
兵頭 政光	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂一八八三番地四	同
西岡 聡	腎臓内科	じん臓機能障害	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ五六番地一	同
吉川 雅登	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	徳島県立三好病院	三好市池田町字シマ八一五の二	同
近清 素也	同	肢体不自由	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ一三番地	同

徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「、伝票」を削る。

第二十七条第二号中「で、支払地が出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の所在地であるもの」を削る。

第六十八条第三項中「所定の円以下位数未満の端数を切り上げるものとし、庫出価額の算定にあつては、円位未満の端数を切り捨てるものとする。」を「五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。」に改める。

別表第二第七条第二項第二号中「手形交換所に加している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が甲の指定した出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関の所在地であつて」を削る。

別表第四その一（電気事業会計用）貯蔵品品目表を次のように改める。

種別	品目	払出単位
1 電柱類	コンクリート柱	本
	木柱	〃
	腕木	〃
2 電線ケーブル類	電力用ケーブル	m
	通信用ケーブル	〃
	銅単線	kg
	銅撚線	〃
	銅しんアルミ撚線	〃
	ビニール電線	m
	綿絶縁電線	〃
	ゴム絶縁電線	〃
	エナメル電線	〃
3 電球類	通信用電線	〃
	電球	個
	けい光灯	〃
	水銀灯	〃
4 変圧器類	点灯管	〃
	変圧器	個
5 絶縁油	絶縁油	l
6 積算電力計類	積算電力計	個
7 配線器具類	照明器具	個

8 機械器具付属品	電磁開閉器	個
	端子箱	〃
9 鉄鋼類	鋼板	kg
	鉄板	〃
	型鋼	〃
	平鋼	〃
	棒鋼	〃
	ボルト，ナット	本
	バルブ	個
10 非鉄金属類	溶接棒	kg
	銅板	kg
11 碍子架線金物類	バルブ	個
	碍子	個
12 耐火れんが類	架線金物	〃
	耐火れんが	個
13 油塗料類	潤滑油	l
	揮発油	〃
	軽油	〃
	重油	〃
	白絞油	〃
	ローブ油	〃
	床油	〃
	グリース	kg

	塗料	かん
	塗料用油	〃
14 セメント類	セメント	袋
	セメント混和剤	かん
15 雑品類	作業服	着
	作業ズボン	〃
	作業帽子	個
	作業靴	足
	軍手	打
	ウエス	kg
	研削と石	個
	タイヤ（自転車用）	本
	チューブ（ 〃 ）	〃
	油ろ過紙	枚
16 不用品	くず類	kg

別表第四その二（工業用水道事業会計用）貯蔵品品目表を次のように改める。

類別	品目	呼称単位
1 鉄管類	ソケット管 フランジ管 何何	本 " "
2 鉄ぶた類	鉄ぶた メーター鉄ぶた	個 "
3 パイプ類	ガス管 鋼管 ビニール管 何何	本 " "
4 鉛類	鉛管 合金鉛管	kg "
5 せん類	分水せん 止水せん 何何	個 "
6 計器類	13ミリ湿式メーター 同乾式メーター 何何	個 "
7 木材，セメント類	セメント 川砂 何何	袋 m ³

8 薬品類	硫酸バンド 液体塩素 何何	トン kg
9 パッキング類	ゴムパッキング 革パッキング 麻パッキング 何何	個 " "
10 油脂	揮発油 重油 軽油 グリース 塗料 何何	l " " kg かん
11 工具類	丸ショベル ハンマー 何何	丁 "
12 器具類	レベル 試験メーター 何何	台 個

